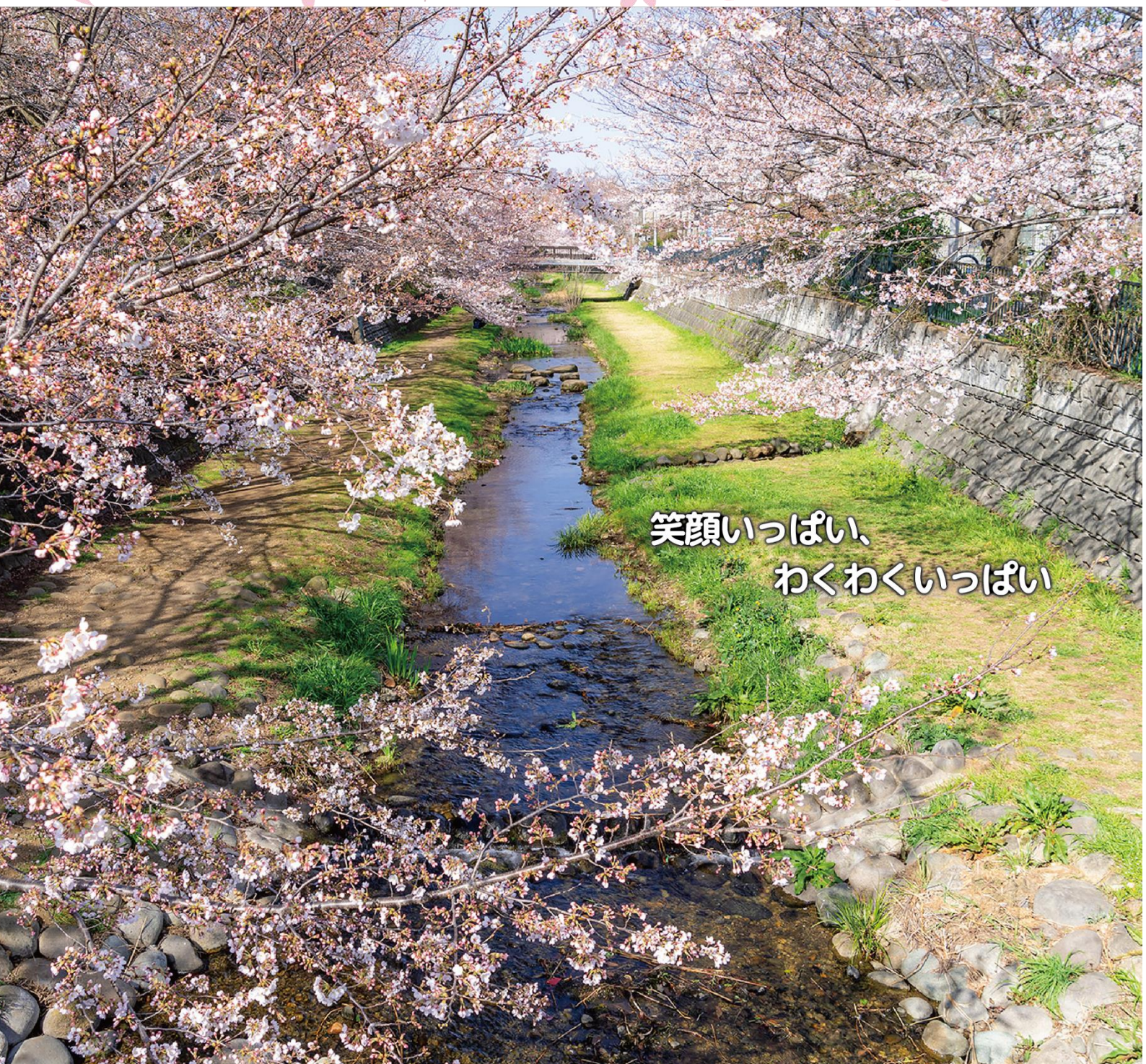


第3次 明日の小金井 教育プラン

令和3年度 ~ 令和7年度



笑顔いっぱい、
わくわくいっぱい

ご あ い さ つ

先行き不透明で、予想困難な時代であっても、生きていく力を身に付けさせること、これは、現代の教育界に期待される最も大きな課題である。地球温暖化・超高齢化社会・20年後に54%の職業がなくなるなど、その根拠が示されているが、それは本当であろうか。

地球温暖化は、今の生活を続けている限り、いつかは訪れる地球の変化であるし、超高齢化社会に至っては、少子化が改善されなければ、必ず訪れる社会の状況に他ならない。つまり、予想困難な時代ではなく、予想されるがそれに対して対応策を講じていないだけではないか。

一方、現代の子供たちに目を転じてみると、子供たちの生活環境は、この10年で大きく変化している。今から14年前にスマートフォンが登場した。その結果、電車の中で新聞を読む姿は見なくなった。わからないことはすぐに調べられるようになった。友達との情報交換がSNSで頻繁に行われるようになり、既読無視が子供同士の関係を悪化させる主な原因となった。このような状況は誰が予想しただろうか。このことがさらに進む世界は、まさに予想困難ではないだろうか。

そのような社会の変化の中で、子供の生活は大きく変わってきている。少子化は、子供の基礎体験を大きく変化させている。例えば、兄弟げんかの主な原因だったテレビのチャンネル争いという言葉は死語になった。それぞれが別の番組を見られるようになったからである。もしくはインターネット上の動画を見る子が多くなったからである。しかも、面白くないとか気に入らない内容であるなら、すぐに次にとぼして見るのである。このような生活は「我慢する」という経験を減少させた。また、塾の教え方も大きく変わってきている。ねじり鉢巻き姿で学ぶ塾は今や影を潜め、手を挙げればすぐに教えてくれる個別指導が好まれるようになってきている。子供や保護者の欲求をかなえる形で、塾の教え方が変わってきている。ここにも頑張る子供の姿の変化がある。

このように、子供の今をつぶさに観察すると「子供の潮目が変わった」ということになりはしないか。潮目とは、速さの違う潮の流れがぶつかり合う場所で、好漁場になることが多い場である。「子供の潮目が変わる」とは、これまでの教育方法では、子供の好奇心や意欲を高めることができなくなってきたということである。

小金井市教育委員会は、この「子供の潮目が変わった」ことをしっかりと受け止め、どのようにしたら現代の子供にとってより良い教育が実現できるかをしっかりと考え、今回の第3次明日の小金井教育プランを策定した。策定にあたっては、今回初めて市民を委員に迎え入れることにし、熱い議論のすえ策定された。さらに、多くのパブリックコメントを頂くことができたこともあり、検討を繰り返し、改善に改善を重ねて今回の策定にこぎつけた。

今後は、この第3次明日の小金井教育プランに基づき、学校と地域が一体となって、確実に教育改革を推進していけるよう教育委員会としての職責をしっかりと果たしていく所存である。

小金井市教育委員会

教育長

大熊 雅士

令和3年3月



目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の経緯.....	2
2 プランの位置付け.....	3
3 プランの期間.....	3
第2章 プランの基本的な考え方.....	5
1 教育目標.....	6
2 教育スローガン.....	6
3 基本方針.....	7
4 施策体系.....	8
第3章 基本方針に基づく施策の展開.....	11
基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成.....	12
基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長.....	18
基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立.....	26
第4章 プランの推進に向けて.....	39
1 推進体制.....	40
2 進行管理.....	40
参考資料.....	41
1 プラン策定経過.....	42
2 パブリックコメント実施概要.....	43
3 小金井市教育プラン検討会議委員名簿.....	44
4 小金井市教育プラン検討会議設置要綱.....	45

第 1 章

プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の経緯
- 2 プランの位置付け
- 3 プランの期間

1 プラン策定の経緯

小金井市教育委員会では、平成 28 年に「第 2 次明日の小金井教育プラン～学校教育の未来のために～」(以下、「第 2 次プラン」とする。)を策定し、小金井市の学校教育における重点施策の推進に努めてきました。

この間、国では平成 29 年に学習指導要領が告示され、基本的な考え方として、子供たちの資質・能力の一層確実な育成とその資質・能力の内容を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することや学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することに加え、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが示されています。

平成 30 年 6 月には、「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定され、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」と「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展」を目指すべき姿としています。

東京都においては平成 29 年に「東京都教育大綱」が策定され、「社会や世界の動きを見通し、自ら人生を切り拓き、東京の未来を担って激動する世界の中で活躍できる人材、東京の成長を支えるイノベーションを生み出す人材を育成する質の高い教育を実現していくことが重要である。」との認識を示し、「誰もが自ら望む教育が受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現」「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」を東京の将来像と目指すべき子供たちの姿として提示しています。

また、平成 31 年には、「東京都教育ビジョン(第 4 次)」が策定され、情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならないとしています。

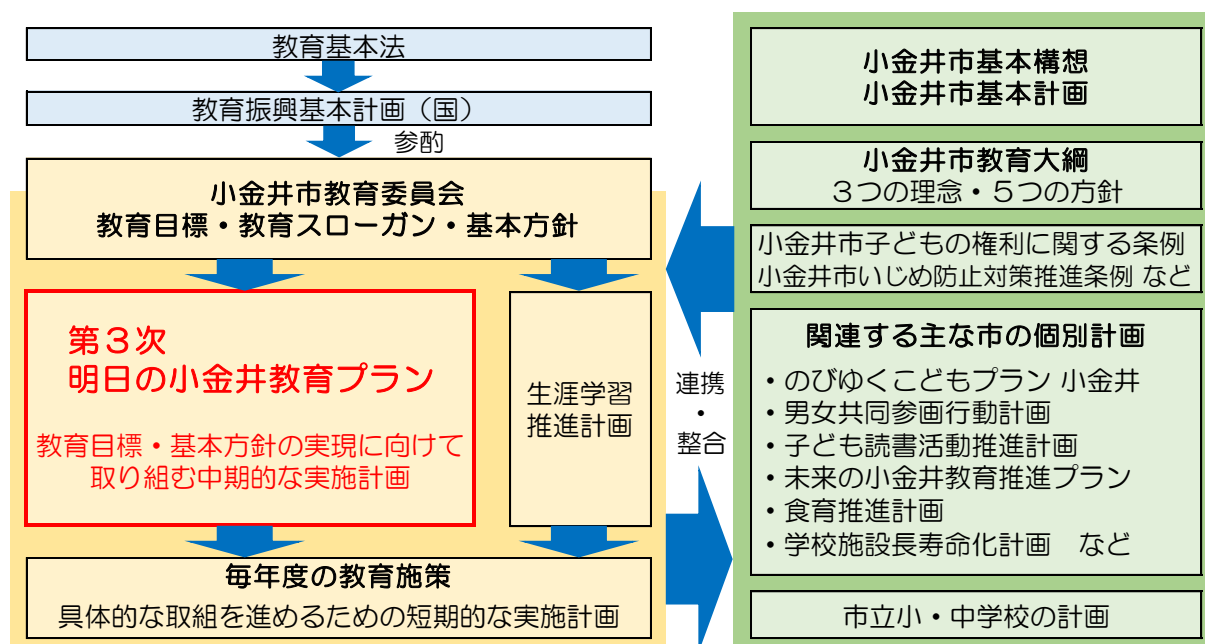
さらに、令和元年には、『『未来の東京』戦略ビジョン』が策定され、教育分野において、東京都は義務教育の教育水準は高い評価を受けているものの、教育システムの転換が必ずしも十分ではないとの認識の下、今後不確実性が増す中で一人一人の個性や能力に着目した学びへと転換し、子供に寄り添い、「伸びる・育つ」をサポートするとしています。

今回、第 2 次プランの計画期間の終了に伴い、人口減少・高齢化や技術革新などの社会状況の変化に加え、地域・家庭の状況変化や教員の負担などの教育をめぐる状況の変化、それに伴う国や東京都の動向等を踏まえるとともに、これまでの計画の成果と課題について、毎年度実施している小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果を踏まえて検証を行った上で、「第 3 次明日の小金井教育プラン」を策定しました。

2 プランの位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく小金井市教育委員会が定める教育振興基本計画で、小金井市教育委員会が掲げる教育目標・基本方針の実現に向けて取り組む中期的な実施計画として位置付けるもので、関連する市の個別計画や市立小・中学校の計画に反映されていきます。また、毎年度策定している教育施策は、具体的な取組を進めるための短期的な実施計画として位置付けています。

なお、本プランの対象は小金井市の学校教育分野（基本方針1・2・3）に限定し、生涯学習分野（基本方針4）については個別の計画が策定されていることから、本プランの対象としていません。



3 プランの期間

本プランの計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

平成 23年度	平成 27年度	平成 28年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
明日の小金井教育プラン		第2次明日の小金井教育プラン		第3次明日の小金井教育プラン				

第 2 章

プランの基本的な考え方

- 1 教育目標
- 2 教育スローガン
- 3 基本方針
- 4 施策体系

1 教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願う

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が生かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

2 教育スローガン

本市では、教育スローガンとして以下を掲げています。「笑顔いっぱい」には、一人一人を大切に作る空気があります。「わくわくいっぱい」には、一人一人が生きる真の学びがあります。この教育スローガンの下、一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい



3 基本方針

本プランは、小金井市教育委員会の定める以下の4つの基本方針の下、施策を定め、各種取組を推進していきます。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

4 施策体系

小金井市教育委員会 教育目標／教育スローガン 「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」	基本方針	第3次		
		目指す子供の姿	学校の取組	教育委員会の取組
	基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成	自分やまわりのよさを認め、思いやりのある子供	自他の大切さを認め、思いやりの心と公共心を育てる教育に取り組めます	施策1 人権教育の推進
	基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長	自分のよさや可能性を精一杯伸ばそうとする子供	一人一人の個性と創造力を伸ばす教育に取り組めます	施策2 思いやりや公共心の育成 施策3 個性と創造力を伸ばす教育の推進
	基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立	知的好奇心をもって、わからないことを追求する子供	確かな学力と豊かな心を育み、保護者や地域に信頼される学校を目指します	施策4 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実 施策5 確かな学力の確立 施策6 健康・食育の推進 施策7 信頼される学校づくりの推進 施策8 教員の研修と働き方改革

教育スローガン

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい

「笑顔」いっぱいのところには、一人一人を大切に作る空気があります。
 「わくわく」いっぱいのところには、一人一人が生きる真の学びがあります。
 一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。

明日の小金井教育プラン

主要事業	主な取組
①人権教育に係る教員研修の実施【指導室】 ②いじめ防止対策推進条例の周知と運用【指導室】	①人権教育推進委員会・体罰防止研修 ②小金井市いじめ防止対策推進条例の施行・いじめ防止基本方針の徹底
③いじめ・不登校に関する対策【指導室】 ④体験活動・ボランティア活動の充実【指導室】 ⑤道徳教育の充実【指導室】	③教育相談所ともくせい教室の充実・スクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣・不登校支援員派遣・道徳授業地区公開講座 ④移動教室・林間学校・修学旅行・中学校職場体験・ボランティアカード ⑤考え、議論する道徳授業・道徳授業地区公開講座
⑥その子らしさを伸ばす教育の推進【指導室】 ⑦読書活動・表現活動の充実【指導室】 ⑧国際社会を生きるための語学指導の充実【指導室】 ⑨個性や創造力を育むための文化的行事の充実【指導室】	⑥児童生徒表彰・小金井教育の日 ⑦学校図書館支援員派遣・読書感想文コンクール ⑧外国人英語指導助手(ALT)派遣・日本語指導員派遣 ⑨オーケストラ鑑賞教室・合唱鑑賞教室・小学校連合音楽会・連合作品展
⑩(仮称)教育支援センターの設置【学務課・指導室】 ⑪特別支援教育の推進【学務課・指導室】	⑩(仮称)教育支援センター計画策定・組織再編成 ⑪特別支援教育研修会・介助員配置・専門巡回相談・学習指導員と教育支援員派遣・特別支援教室整備・心のバリアフリー事業
⑫個を伸ばす授業改善と学力向上【指導室】 ⑬未来を創る力を育むICT活用の推進【学務課・指導室】	⑫全教員の授業公開・ICTを活用した教材等の共有・授業改善推進プラン ⑬ICT活用教育推進・GIGAスクール支援員派遣・次世代教育推進委員会・情報教育アドバイザー派遣・情報セキュリティの徹底
⑭体育・健康・安全教育の充実【指導室】 ⑮食育の推進【学務課・指導室】 ⑯給食関連整備【庶務課・学務課】	⑭部活動指導員と部活動外部指導員配置・がん教育・セーフティ教室・水泳指導介助員・薬物乱用防止教室・健全育成推進協議会・子ども支援ネットワーク会議 ⑮食育推進計画・地場野菜活用 ⑯給食民間委託
⑰コミュニティ・スクールの推進【指導室】 ⑱学校施設の充実【庶務課・学務課】 ⑲通学路の安全確保【学務課・指導室】 ⑳学区域の見直し【学務課】 ㉑豊かな放課後の居場所づくり【指導室】(関連部署:生涯学習課・児童青少年課)	⑰学校訪問・コミュニティ・スクールの運営支援・学校関係者評価・教育活動支援人材の確保 ⑱長寿命化計画策定・体育館等の冷房設置・トイレ洋式化改修 ⑲セーフティ教室・交通安全教室・カンガルーのポケット ⑳学区域・調整区域の検討 ㉑学童と放課後子ども教室の在り方検討会
㉒校内研修と教員の研修の充実【指導室】(関連部署:保育課) ㉓教員の働き方改革【学務課・指導室】	㉒授業改善研究推進校・研究奨励校・職層別課題別教員研修・幼保小連携・小中連携 ㉓教員の働き方改革計画・学校事務共同実施・スクールサポートスタッフ(SSS)と副校長補佐派遣・校務支援システム運用・出退勤管理システム運用

第 3 章

基本方針に基づく施策の展開

基本方針1

「人権尊重の精神」と
「社会貢献の精神」の育成

基本方針2

「個性」と「創造力」の伸長

基本方針3

「信頼される学校づくり」と
「確かな学力」の確立

今の子供たちが成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されています。このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められ、どのように社会と関わりよりよい人生を送るかは、すべての子供たちが一人一人の人権の大切さを正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献¹しようとする精神を育むことが必要です。

学びを人生や社会に生かすためには、人権教育²及び心の教育を充実させ、自他を大切にし、公共心³をもち自立した個人を育てる教育を推進します。

1 目指す子供の姿

自分やまわりのよさを認め、思いやりのある子供

子供たちは、一人一人の人権の大切さを正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められています。

2 学校の取組

自他の大切さを認め、 思いやりの心と公共心を育てる教育に取り組みます

子供たちの人権教育及び心の教育を充実させるとともに、公共心をもち自立した個人を育てます。また、子供自らが地域と関わり多くの人と関わりあう中で、主体的に「地域のために自分にできることはないか」と考えることを通して、地域社会の一員として生きていく子供を育てます。

¹ 社会貢献

社会の一員としての自覚をもち、他者や社会に対して自分ができることを判断し実践しようとする態度

² 人権教育

一人一人の児童・生徒がその発達段階に応じ、自他の人権の大切さを理解するとともに、様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現わし、人権が尊重される社会づくりに貢献しようとする精神を育む教育

³ 公共心

社会のためを思う心。社会の利益に貢献しようとする心

3 教育委員会の取組

施策 1 人権教育の推進

主要事業

① 人権教育に係る教員研修の実施

【担当：指導室】

自分の人権⁴のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に尊重し合うこと、相互に共存できる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが何より重要です。

また、児童・生徒誰もがもっている「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切です。

これを実現するためには、まず、教員一人一人が「小金井市子どもの権利に関する条例」をしっかり理解し、人権尊重の視点に立った研修を実施するとともに、組織的な指導体制を確立します。

【研修会実施と指導体制確立の視点】

- すべての教員の人権感覚の琢磨と人権課題⁵についての理解と認識の深化
- 児童・生徒の実態に応じた関連的・系統的な指導の工夫
- 教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制の構築
- 人権教育推進担当を校務分掌⁶に位置付け
- 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成
- 人権侵害である体罰⁷を許さない学校づくりの推進

4 人権

すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは、人間が人間らしく生きる権利で生まれながらにもつ権利

5 人権課題

主なものとして、①女性、②子供、③高齢者、④障害者、⑤同和問題、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧HIV感染者・ハンセン病患者等、⑨犯罪被害者やその家族、⑩インターネットによる人権侵害、⑪北朝鮮による拉致問題、⑫災害に伴う人権問題、⑬ハラスメント、⑭性同一性障害者、⑮性的指向、⑯路上生活者 に係る課題がある。

6 校務分掌

学校内における運営上必要な業務分担である。教務部・生活指導部・研究推進部など学校の実態に応じて設置している。

7 体罰

体罰とは、教員が児童・生徒の身体に、直接的または間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。暴言や行き過ぎた指導についても、教育上不適切な行為であり許されないものである。

② いじめ防止対策推進条例の周知と運用

【担当：指導室】

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、心に深い傷を残すものです。

いじめは、どこの学校でも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかな解決を図ります。また、学校と家庭、地域社会が連携し、条例の趣旨を理解し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させます。

さらに、子供の権利を保障し、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指すとともに、誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進します。

【いじめ防止等のための方策】

- 「小金井市いじめ防止対策推進条例」の施行（令和3年4月）
- 「小金井市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の策定

【子供の権利保障、男女平等社会実現のための方策】

- 「小金井市子どもの権利に関する条例」
- 「小金井市男女平等基本条例」

子どもの権利とは

- 安心して生きる権利<第7条>
- 自分らしく生きる権利<第8条>
- ゆたかに育つ権利<第9条>
- 意見を表明する権利<第10条>
- 支援を受ける権利<第11条>



「小金井市子どもの権利に関する条例」平成21年3月制定

施策 2 思いやりや公共心の育成

主要事業

③ いじめ・不登校に関する対策

【担当：指導室】

いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、教員の資質向上を図り、スクールカウンセラー⁸やスクールソーシャルワーカー⁹と連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能を向上させます。

不登校対策として、不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人についての個人指導ファイルを作成し、現状の把握及び改善に向けて協議します。また、不登校児童・生徒個人指導ファイルを活用し、個々の事例の改善に向けて専門家から見解を聞き、各学校へ助言します。不登校になりそうな児童・生徒についても、教育委員会主催の不登校対策会議において改善に向けた対応を協議します。

【いじめ・不登校に関する方策】

- 教育相談機能の向上
- 授業や地域教材の開発・活用などへの家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力による家庭や地域社会との共通理解・相互連携
- 不登校支援員¹⁰の派遣、専門家による巡回相談

⁸ スクールカウンセラー

心理専門家として児童・生徒へのカウンセリングや困難・ストレスへの対処法に資する教育プログラムの実施を行うとともに、児童・生徒への対応について教員、保護者への専門的な助言や援助、教育のカウンセリング能力等の向上を図る研修を行う。

⁹ スクールソーシャルワーカー

福祉の専門家として、問題を抱える児童・生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などの役割を果たす。

¹⁰ 不登校支援員

登校することができない児童・生徒の支援を行う。児童・生徒と一緒に登校したり、登校後の別室指導での見守り等を行ったりする。

④ 体験活動・ボランティア活動の充実

【担当：指導室】

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にすることを育てるための自然体験活動の充実を図ります。また、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域社会に対する愛着を高めるとともに、地域社会への貢献などを通じて社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の道徳性を養う上で有効な豊かな体験活動を充実させます。

地域の人的・物的資源の活用や協働、社会教育との連携による、児童・生徒の豊かな学びの実現のために、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施を支援します。

【体験活動・ボランティア活動の充実のための方策】

- 移動教室、林間学校、修学旅行の内容の充実
- 中学校職場体験活動¹¹の充実
- ボランティアカード¹²の活用

⑤ 道徳教育の充実

【担当：指導室】

子供たちに思いやりの心や公共心を着実に育むためには、各学校において、子供たち一人一人が道徳的価値について、考え、議論する授業を展開していく必要があります。また、道徳科の指導を充実させるだけでなく、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、すべての教育活動において、学校全体で組織的・計画的に道徳教育に取り組むことが大切です。さらに、各学校が、道徳授業地区公開講座において道徳の授業を公開し、学校・保護者・地域社会が、子供たちの思いやりの心や公共心の育成について意見を交換するなど、一体となって道徳教育に取り組むことが求められています。

【道徳教育の充実のための方策】

- 考え、議論する道徳授業の実施
- 道徳授業地区公開講座の充実

¹¹ 中学校職場体験活動

中学生が事業所などの職場で働くことを通じて、職場や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動である。現在小金井市では、中学2年生が3日間の体験活動を行っている。

¹² ボランティアカード

現在、小・中学生が学校行事・地域行事等でボランティアとして活躍している。教育委員会では、これらの活動を励まし、さらに参加意欲を高めるために、「ボランティアカード」作成し、配布している。

4 指標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値
	小金井市	東京都 平 均	
将来の夢や目標をもっていると回答した小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 82.6% 中 65.3%	小 82.6% 中 68.6%	東京都平均以上 ただし、前年度を下回らないこと
人の役に立つ人間になりたいと思う小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 96.0% 中 92.9%	小 94.3% 中 92.7%	
学校に行くのが楽しいと思う小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 85.6% 中 75.4%	小 84.7% 中 80.6%	

基本方針 2 「個性」と「創造力」の伸長

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会¹³の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

子供たちの多様性を尊重し、個性と創造力を伸ばすためには、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感¹⁴を育む必要があります。そのためには、子供たちに安心感や楽しい体験、認められる体験が必要で、個に応じたきめ細やかな指導、幅広い分野で新しい価値を創造できる教育の推進が求められています。

1 目指す子供の姿

自分のよさや可能性を精一杯伸ばそうとする子供

子供たちは、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

2 学校の取組

一人一人の個性と創造力を伸ばす教育に取り組みます

一人一人の意見や気持ちを丁寧に聞き、個性や教育的ニーズを把握するとともに、個に応じた指導の充実に取り組みます。また、友だちと協働することを通して、新たな価値の創造に挑んでいくなど創造力を伸ばす教育を重視し、国際社会で生きる力を育成します。

¹³ 持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会

¹⁴ 自己肯定感

自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情

3 教育委員会の取組

施策 3 個性と創造力を伸ばす教育の推進

主要事業

⑥ その子らしさを伸ばす教育の推進

【担当：指導室】

複雑化・多様化する社会を生きる子供たちには、協働で創造していくことの大切さについて、実感を通して学ぶ必要があります。そのためには、まず子供たち一人一人の意見を表明できるように安心感のあふれる学級・学校の雰囲気醸成する必要があります。その上で、自分の意見を相手に伝えることができる表現力を高めていくことが大切であると考えます。

これを実現するためには、まず、教員が子供の声に耳を傾け、しっかり聴き、伝わることの心地よさを実感させることが大切です。その上で、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童・生徒の生活の充実と活性化を図り、多くの大人との関わりによって、その子らしさを引き出せるようにすることが大切です。そのために、学校は、家庭、地域社会が連携を図れるようにするとともに、それぞれの教育機能を発揮して、バランスの取れた教育を推進できるようにします。

【その子らしさを伸ばす教育の推進のための方策】

- ありとあらゆる場を通して、子供の声に耳を傾ける場を設定する。
- 「小金井教育の日」等や様々な施策等に児童・生徒による意見表明をする機会を増やす。



⑦ 読書活動・表現活動の充実

【担当：指導室】

これからの学校図書館は、読書活動の推進のために利活用されることに加え、児童・生徒の自主的・協働的な学習活動を支援することも大切です。また、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を担います。

各学校では、年間を通して読書活動推進の計画を立て、朝読書や読書週間など様々な取組を行っています。子供の発達段階に応じて、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトルなどを取り入れている学校もあります。図書担当の教員を中心に学校図書館支援員¹⁵、保護者・地域の方々の協力のもと学校図書館の壁面装飾、季節に合わせた書架の装飾など環境整備を行っています。



▲教室での読書風景

【学校図書館の機能及び読書活動充実のための方策】

- 「読書センター」としての、児童・生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場
- 「学習センター」としての、児童・生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場
- 「情報センター」としての、児童・生徒や教員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場
- 学校図書館支援員の配置
- 小金井市読書感想文コンクールの実施

¹⁵ 学校図書館支援員

市内小・中学校に派遣することにより、児童・生徒の読書活動推進、学校図書館の充実と整備を図る。

⑧ 国際社会を生きるための語学指導の充実

【担当：指導室】

グローバル化が急速に進展する中で、コミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要とされています。

学習指導要領では、小学校3・4年生からの外国語活動¹⁶、小学校5・6年生からの英語が導入されました。外国語学習¹⁷では、生涯にわたって様々な場面で必要となる多様な人々とコミュニケーションできる能力の育成を重視しています。

児童・生徒の学びが、実際のコミュニケーション場面において活用できる基礎的な力を養うとともに、外国語を用いて主体的に、自信をもって、楽しくコミュニケーションしようとする態度を育てることを目指しています。

また、国際化の進展に伴い、学校では帰国児童・生徒や外国人児童・生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる児童・生徒の受け入れが多くなっています。

これらの児童・生徒は、文化、言語、生活習慣、行動様式、家庭環境、教育・就学状況など、一人一人様々です。このため、これらの児童・生徒の受け入れにあたっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童・生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮していきます。

【語学指導の充実のための方策】

- 児童・生徒の英語に触れる機会を充実し、授業を実際のコミュニケーション場面とするための小・中学校に外国語指導助手（ALT）の配置
- 日本語の指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導員の配置



▲外国語活動の授業風景

¹⁶ 小学校3・4年生からの外国語活動

外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することを目指す。週1時間、年間35時間

¹⁷ 外国語学習

（中学校）外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指す。週4時間、年間140時間、（小学校）週2時間、年間70時間

◎ 個性や創造力を育むための文化的行事の充実

【担当：指導室】

児童・生徒が学校生活を楽しく豊かなものにするため、互いの努力を認めながら、協力して美しいもの・よりよいものをつくり出し、互いに発表し合う機会をもつことが大切です。自他のよさを見つけ合う喜びを感じるとともに、自己の成長を振り返り、自己のよさを伸ばそうとする意欲をもつことができるようにしていきます。

また、多様な文化や芸術に親しみ、美しいものや優れたものに触れることによって豊かな情操を育てていきます。

【個性や創造力を育むための方策】

- 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めるための「連合作品展」、「連合音楽会」の開催
- より質の高い芸術に触れる機会の設定により、児童・生徒の豊かな感性を養うための「オーケストラ鑑賞教室」、「合唱鑑賞教室」、「日本の伝統文化教室」などの開催



▲連合作品展



▲連合音楽会

施策 4 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

主要事業

⑩ (仮称) 教育支援センターの設置

【担当：学務課・指導室】

児童・生徒が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、その解決には学校内の相談体制の充実のほか、市の相談機関の整備と他の相談機関との連携強化が求められています。そのために現在のもくせい教室¹⁸業務、教育相談所¹⁹業務、特別支援教育業務を一つに集約し、教育相談等の総合窓口として(仮称)教育支援センターを設置します。

同時に学務課、指導室で行っている就学相談、特別支援教育(固定学級、特別支援教室など)に関する業務を集約することにより、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、丁寧に特別支援学級等の入退級に関する業務を行います。

【(仮称) 教育支援センターの業務及び組織体制】

- 幼児期から学校卒業、そして進路を含めたライフステージにおいて、切れ目のない支援として、「一人一人の子供のその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を行います。
- もくせい教室、教育相談所、スクールソーシャルワーカー、就学相談業務(学務課)、特別支援教育²⁰業務(指導室)の各職員の(仮称)教育支援センターへの配置

¹⁸ もくせい教室

不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を行う小金井市の適応指導教室である。自分らしい自分を発見し、社会的に自立していくことをねらいとしている。

¹⁹ 教育相談所

小金井市在住の幼稚園から高校生までの本人及び保護者等の教育に関する相談を受ける小金井市の施設である。不登校・いじめ・非行等幅広い相談に対応している。

²⁰ 特別支援教育

障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

⑪ 特別支援教育の推進

【担当：学務課・指導室】

すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応ができるようにしていきます。

大切な視点は、児童・生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。同時に、社会全体で障害者への理解を深め、差別をなくす取組について、教員並びに児童・生徒への理解推進に努めていきます。

【特別支援教育充実のための方策】

- 巡回相談²¹の充実、介助員²²、学習指導員²³、教育支援員²⁴の派遣
- 教員の特別支援教育に関する資質・能力を高めるための「特別支援教育研修会」等の実施
- 「障害のある人もない人も共に学び生きる社会を目指す小金井条例」（平成30年10月）の施行及び「リーフレット」²⁵の活用

21 巡回相談

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の理解と対応のため、臨床発達心理士が学校に派遣され、学校での様子を観察し、今後の対応について協議すること

22 介助員

知的障害学級に在籍している児童・生徒の日常生活の支援及び介助を行う者

23 学習指導員

発達障害を含む障害のある児童・生徒に対する学習支援を行う者

24 教育支援員

発達障害を含む障害のある児童・生徒に対する学習支援、移動支援、日常生活上の支援を行う者

25 リーフレット

条例を周知するため、一枚刷りに印刷し、折りたたんで冊子状にしたもの

4 指標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値
	小金井市	東京都 平 均	
自分にはよいところがあると思う小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 85.8% 中 71.0%	小 81.3% 中 74.1%	東京都平均以上 ただし、前年度を下回らないこと
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがあると回答した小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 96.7% 中 91.1%	小 94.9% 中 92.6%	
読書は好きと回答した小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 77.7% 中 65.2%	小 75.1% 中 66.1%	
英語の授業が分かると回答した中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	中 69.2%	中 67.2%	

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的・主体的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要となります。

本市のこれまでの優れた教育実践を土台として、ICTを有効に活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることによって、保護者・地域から信頼される魅力ある安全・安心な学校づくりが求められています。

1 目指す子供の姿

知的好奇心をもって、わからないことを追求する子供

子供たちは、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められています。

2 学校の取組

確かな学力と豊かな心を育み、 保護者や地域に信頼される学校を目指します

子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、協働で問題解決するよさを実感することを通して、豊かな心を育み、日々の教育活動を適宜発信することを通して、保護者や地域に信頼される魅力ある学校を目指します。

3 教育委員会の取組

施策 5 確かな学力の確立

主要事業

⑫ 個を伸ばす授業改善と学力向上

【担当：指導室】

すべての教員が日々、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行っていくことが大切です。そこで、以下の3つの視点に立った授業づくりに努め、学力向上を図ります。

- ①学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」
- ②子供同士の協働、教員や地域の人との対話、様々な資料を手掛かりにして、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」
- ③学びの過程の中で、「見方・考え方」²⁶を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」

【授業改善・学力向上のための方策】

- 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力²⁷を一層向上させるための、「全教員の公開授業への取組」、「学習指導案や教材等の市内教員間での共有化」
- 「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業を展開するために、子供の実態に応じた柔軟な指導の推進、日々授業を振り返り絶えず改善をするための「授業改善推進プラン」²⁸の改定

²⁶ 見方・考え方

「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

²⁷ 授業力

都では授業力の構成要素を次の6つに整理している。①使命感・熱意・感性、②児童・生徒理解、③統率力、④指導技術（授業展開）、⑤教材解釈・教材開発、⑥指導と評価の計画の作成改善

²⁸ 授業改善推進プラン

国や都の学力調査の結果を生かし、児童・生徒の学力の実態を分析し、課題に応じた具体的な方策を示したもの。各校がホームページに公開している。

⑬ 未来を創る力を育むICT活用の推進

【担当：学務課・指導室】

Society 5.0²⁹時代に生きる子供たちにとってPC端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとなります。今後、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用がさらに広がっていくものと思われます。

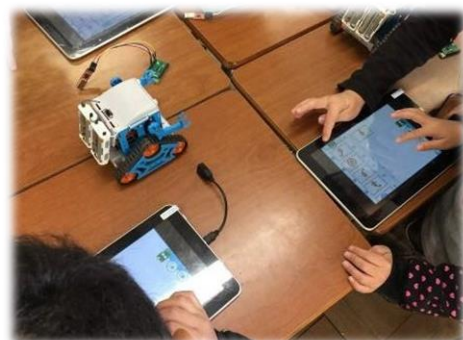
多様な子供たちを誰一人取り残すことのないように、認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた個別最適化された学びを実現するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものです。また必要な知識等を効率的に習得することを通して、課題発見学習や様々な体験学習の充実を図り、創造性を育むとともに、一人一人の自己肯定感を高める学びを実現していきます。

子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に主体的に参画できるようにするための資質・能力を一層確実に育成していきます。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシー³⁰などの情報活用能力を育成していくことも重要と考えています。

また、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮していきます。ICT機器の画面の見えにくさによる目の疲労の影響、ICT機器の活用による姿勢の悪化への影響など留意事項を守ってICT機器を使用します。

【ICT活用の推進のための方策】

- 「次世代教育推進委員会」におけるICTを活用した授業実践の研究の実践
- 「未来の小金井教育推進プラン」³¹策定（令和2年6月）
- 小金井市GIGAスクール構想に基づき、小・中学校児童・生徒に1人1台のコンピュータを配置（令和2年9月）
- 「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）」の実践



▲ ICTを活用した授業風景

²⁹ Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

³⁰ ネットリテラシー

インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力

³¹ 未来の小金井教育推進プラン

児童・生徒1人に1台のコンピュータを整備する小金井市GIGAスクール構想の目的・方針等をまとめた計画

施策 6 健康・食育の推進

主要事業

⑭ 体育・健康・安全教育の充実

【担当：指導室】

近年、児童・生徒の生活習慣の乱れや、運動する子としない子の二極化が問題視されています。生涯にわたって心身の健康の保持増進及び豊かなスポーツライフの実現に向けて、体育・健康教育のなお一層の充実を図ります。

また、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う安全教育を推進します。全中学生が救急救命講習を受ける体制を整え、地域防災力の向上に努めます。

中学校における部活動は、異年齢との交流の中で、人間関係の構築、自己肯定感の高揚、責任感・連帯感の涵養、協働で問題解決する場であるなど、教育的な意義は大変深いものがあります。

しかし、昨今、部活動において従前と同様の運営体制では、維持が難しくなってきたおり、部活動の維持・充実のために地域人材の活用等を計画的に進めていきます。

【体育・健康・安全教育の充実のための方策】

- 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた健康教育全体計画に基づいた指導
- 家庭、地域、医師会、関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室の実施
- 指導を担当する教員の異動等により存続が難しくなった部活動を支援するための「部活動指導員」³²、「部活動外部指導員」³³の配置
- 「小金井市立小・中学校版感染症予防ガイドライン」に基づいた感染症対策
- 学校・関係団体及び関係機関との連携強化を図り、児童・生徒の健全育成を進めるための「小金井市健全育成推進協議会」、「子ども支援ネットワーク会議」の開催



▲体育・健康教育



▲救命講習

⑮ 食育の推進

【担当：学務課・指導室】

子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が大切です。子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

「食育」を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。

【食育推進のための方策】

- 学校教育活動全体を通じた食育の組織的・計画的な推進
- 各学校における、食育リーダー³⁴を中心とした、食に関する指導に係る全体計画・年間指導計画の作成、全教員がチームとなった実践
- 市における、「第3次小金井市食育推進計画」（平成29年度から平成33年度）の策定、給食での小金井産野菜等の利用促進

⑯ 給食関連整備

【担当：庶務課・学務課】

学校給食調理の民間委託をさらに進め、それによって生み出された財源を利用し、小・中学校の学校給食にかかる施設（空調設備等）・備品だけでなく、学校の設備等の改修にも計画的に活用していきます。

小金井市の伝統である「安全でおいしく温かい給食」の充実を図るために、第三者機関を設置し、点検や見守りを行うとともに、給食を通じた食育の推進にも努めていきます。



▲給食調理室の回転窯と空調設備

³² 部活動指導員

部活動の顧問等として技術的な指導を行うとともに、大会への引率や部活動の管理運営等を行う者

³³ 部活動外部指導員

部活動の顧問等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う者

³⁴ 食育リーダー

食に関する指導の全体計画の作成や授業構築の助言、家庭や地域、関係機関との連携におけるコーディネーター機能を担う。各学校の栄養士や養護教諭、家庭科教諭等が選任される。

施策 7 信頼される学校づくりの推進

主要事業

⑰ コミュニティ・スクールの推進

【担当：指導室】

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」を目指します。

複雑化・多様化する社会の中で、子供や学校の抱える課題の解決や未来を担う子供たちの豊かな成長、そしてICTの活用・促進をスムーズに行うためには、地域社会総がかりで教育の推進をする必要があります。

そのため、学校運営協議会が中心となって、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力の推進を図り、「社会に開かれた教育課程」³⁵を実現していきます。また、地域学校協働本部³⁶とともに子供の放課後の充実や地域ぐるみで子供を育てていく環境を構築していきます。

【コミュニティ・スクール推進のための方策】

- コミュニティ・スクールの拡充
- 学校教育活動や学校運営状況についての評価活動の実施と、その結果に基づいた学校運営の改善及び評価³⁷結果等の公表
- 教育活動を支援する人材の確保とコーディネーターの配置についての研究



▲学校運営協議会の会議風景

³⁵ 社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むという考えのもと策定される教育計画

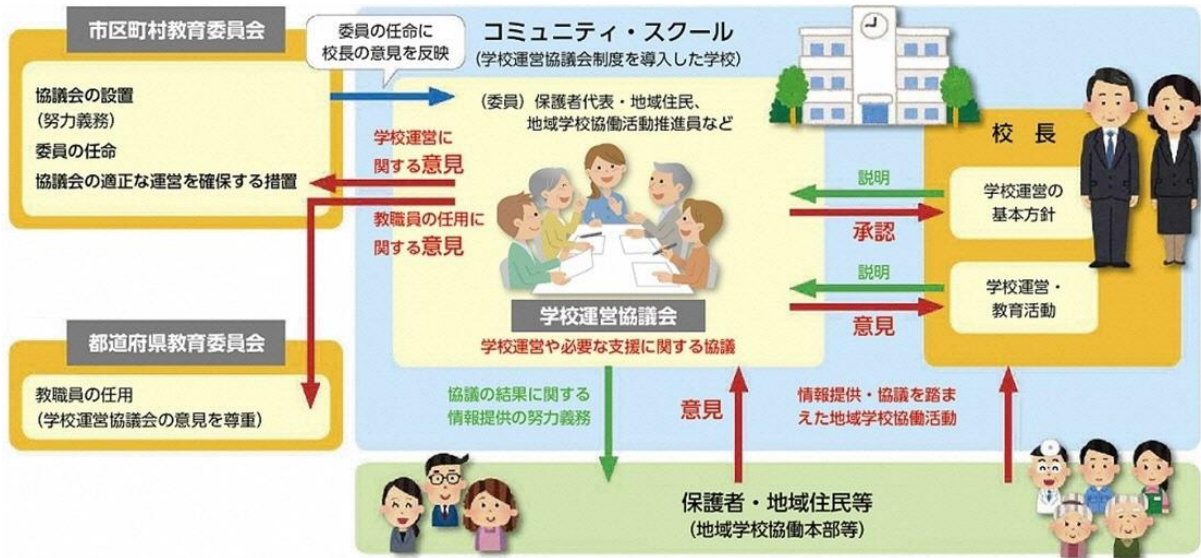
³⁶ 地域学校協働本部

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動の拠点

³⁷ 学校運営の改善及び評価

学校が教育活動その他学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価し、学校として組織的・継続的な改善を図ること

★★★ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み ★★★



(出典：文部科学省)

⑱ 学校施設の充実

【担当：庶務課・学務課】

子供たちの学びや安心・安全な生活の場を確保し、地域住民の活動の場として、また災害時の避難所としての役割を果たすために、施設の適切な維持管理・更新を図るとともに、老朽化対策を推進していきます。

【学校施設充実のための方策】

- 学校施設長寿命化計画³⁸の策定（令和3年3月予定）
- 体育館等の冷暖房設置やトイレのバリアフリー化・洋式化等、時代に合わせた施設の充実



▲ 体育館の冷暖房設備



▲ トイレのバリアフリー化・洋式化

³⁸ 学校施設長寿命化計画

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一つ。市立学校施設を対象として、基本的な方針に基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画

⑭ 通学路の安全確保

【担当：学務課・指導室】

児童の登下校時の安全を確保するために、1年に1回行政・警察・学校・PTA等による学区内の危険個所の点検を行っています。PTAや地域団体等による登下校時の見守り活動にも協力いただいています。また、各小学校の通学路の数ヶ所に、防犯カメラを設置しています。

児童・生徒に対する犯罪の未然防止と地域のつながりを構築するため、児童・生徒が危険を感じたときに、一時的に緊急避難できる家庭や施設を示す「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」のステッカーを作成し、個人・商店・事業所などに掲示してもらい協力いただいています。

文部科学省の「登下校防犯プラン」に基づき、地域と連携し、児童・生徒の登下校時の安全を確保していきます。

【学校での安全教室】

- セーフティ教室での不審者対応
- 警察等と連携した交通安全教室・自転車安全教室など（小学校）
- 行政・警察等と連携したスタントマンによるスクアード・ストレート式の交通安全教室³⁹（中学校）
- 「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」について、児童・生徒への理解・啓発



▲子どもを見守る家ステッカー（左現デザイン、右新デザイン⁴⁰）

³⁹ スクアード・ストレート式の交通安全教室

交通事故現場を再現することで恐怖を実感し、それにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体験させる教育方法

⁴⁰ 子どもを見守る家ステッカーの新デザイン

令和2年度に公募して決定したデザイン。順次、ステッカーを新デザインに変更する予定

⑳ 学区の見直し

【担当：学務課】

これまで、通学路途上に踏切を通過しなければならないことを理由に、市の南北をまたぐ通学区域の設定はされていませんでした。しかし現在では、中央線の高架化に伴い、市の南北をまたぐ通学も比較的容易となってきました。

人口動態調査によると小金井市はしばらくの間、児童数増加が予想されています。地域によって子供の数の増加に偏りがあるため、特定の学校に教室が足りなくなるなどの課題が生まれ始めています。このことに対処するため、地域と市立学校との結びつきを維持しながらも、指定校変更に関して柔軟な対応を図ります。

【学区の見直しについての考え方】

- 相対的な距離に基づいた学区の再検討
- 希望に応じて指定校を変更できる「調整区域」⁴¹導入の検討

㉑ 豊かな放課後の居場所づくり

【担当：指導室】

（関連部署：生涯学習課・児童青少年課）

近年、共働き世帯の増加だけでなく、地域の連帯感の希薄化など小学校に通う児童を取り巻く放課後の環境が大きく変化してきました。児童が放課後を安全・安心に過ごすための放課後の居場所に対するニーズや、異年齢での遊びや学び等の様々な体験活動、スポーツ・文化芸術活動とともに、地域の大人との交流などの重要性が高まっています。そこで、共働き家庭等の「小1の壁」⁴²を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすることに加え、地域コミュニティの活性化を目指します。

【放課後の居場所づくりについての考え方】

- 学童保育と放課後子ども教室の在り方の検討
- 学校と協力した充実した活動場所の提供の検討

⁴¹ 調整区域

通学区域の一部について、指定された学校のみではなく、隣接する学区の学校などについても通学を希望できる区域として指定を行い、本来の指定された学校以外の学校への通学を希望される場合は一定の届け出をいただくことにより通学を希望できる制度

⁴² 小1の壁

主に共働き家庭において、子供が保育園から小学校に上がる際、直面する社会的な問題をいう。保育園では延長保育があったが学童保育では遅くまで延長ができなかったり、小学生になると時短勤務制度が取れなくなったりするなどの問題がある。

施策 8 教員の研修と働き方改革

主要事業

② 校内研修と教員の研修の充実

【担当：指導室】（関連部署：保育課）

社会状況の変化に伴い、学校への期待度は一層高まっています。

第一のニーズは、「教員の教育力の向上」です。予想困難な時代であっても、一人一人の子供の自分らしく生きる力を育むとともに、これまでの学力に加えて、非認知能力の育成も求められています。そのため、一人一台のコンピュータを有効活用し、授業の効率化を図り、課題解決学習を充実させるとともに、子供一人一人の活動を支援できる確かな指導力が求められています。

第二のニーズは「今日的な課題への対応」です。すべての教員が、一人一人の子供の認知の特性や習熟の程度に応じたユニバーサルデザインの授業が展開でき豊かな指導力が求められています。

これらのニーズに対応していくために、「探求心をもち、常に学び続ける教員」を目指し、校内研修等の在り方を検討するだけでなく、メンターやOJTなどをより積極的に取り入れ、教員の実践的指導力の向上と絶えざる刷新を図るための研修体制の充実を図ります。

【校内研修、教員研修充実のための方策】

- 若手教員に対して、幅広い知見や使命感及び実践的指導力等、教員として必要な能力を高めるための研修の充実
- 教職経験に応じて、児童・生徒に対する指導技術や組織的に課題の解決を図ることができる能力を高めるための研修の推進
- コンピュータ活用について、教育委員会の研修だけでなく、各学校で組織的な研修の機会の充実
- 大学等との連携を通して、最新かつ実践的な研究の充実
- 現代的な教育課題に対応するために、学校単位で研究推進校、研究奨励校の指定による校内研修の支援と研究成果の市内への周知
- 幼稚園・保育園等との連携を図り、幼児期の教育や自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、小学校入学当初の各教科の学習に円滑に接続されるよう指導の工夫や指導計画の作成

⑳ 教員の働き方改革

【担当：学務課・指導室】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大する中、教員の長時間労働が喫緊の課題となっています。学校教育の質の向上を図るには、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保すること、業務改善のための有効な手立てを講じていくことが必要となります。

まず、各教員が開発した教材の共有化を図り、教材研究を効率的に行えるようにします。また、出退勤システムを活用することで、勤務時間の見える化を図り、日常的に勤務時間を把握し、改善を図れるようにすることや、勤務時間の弾力的運用ができるようにします。さらに、中学校での部活動指導のアウトソーシングを進めるなど、教員が担うべき業務を見直し、働きがいを感じる働き方を目指すことで、ワーク・ライフ・バランス⁴³の実現を果たしていきます。

【教員の働き方改革のための方策】

- 学校における働き方改革実施計画
 - ① 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
 - ② 定時退庁日や夏季休業期間中における連続した学校閉庁日の設定
 - ③ 中学校部活動指導員等の派遣
 - ④ 教員業務の見直しと業務改善の推進
 - ⑤ 副校長の業務負担の軽減 など

⁴³ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人がやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることを目指す社会のこと

4 指標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値
	小金井市	東京都 平 均	
家で自分で計画を立てて勉強をしている小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 75.5% 中 47.5%	小 71.9% 中 49.6%	東京都平均以上
授業が分かると回答した小・中学生の割合 ※国語と算数・数学の平均 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 87.3% 中 72.7%	小 85.5% 中 76.4%	ただし、前年度を下回らないこと
授業でICTを週1回以上活用している小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 31.8% 中 29.3%	小 32.4% 中 30.2%	小 100% 中 100%
子供が義務教育を受ける環境として学校施設が充実していると思う市民の割合 （アンケート）	36.4%	/	60.0%
部活動指導員等の活用状況 ※部活動指導員と外部指導者の合計回数	2,044 回		2,500 回
教員の在校等時間の状況 ※在校時間平均 12 時間以上の割合	11.6%		3.0%



第4章

プランの推進に向けて

- 1 推進体制
- 2 進行管理

1 推進体制

本プランの推進にあたっては、市民、小・中学校、地域、教育関係団体、教育委員会などがそれぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、教育目標・基本方針の実現に向けて取り組みます。

また、教育にかかる施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を強化し、実効性の高い教育施策を推進していきます。

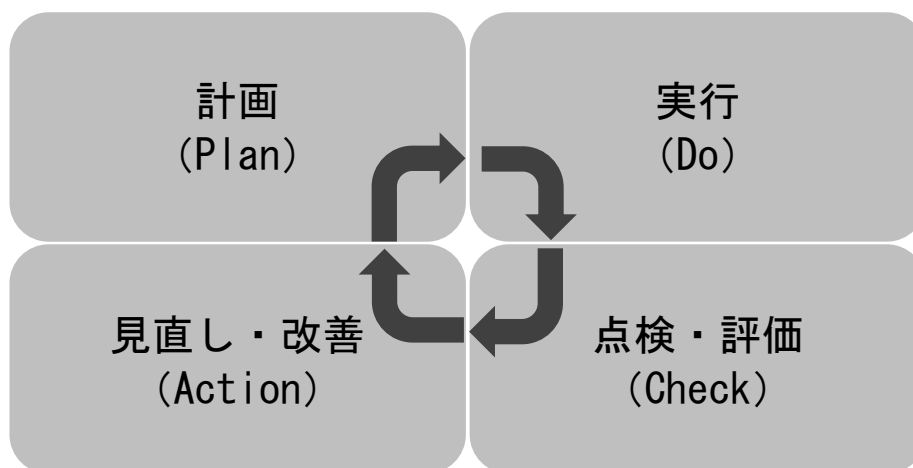
2 進行管理

本プランに掲載した施策は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action）のサイクルで着実に推進します。

また、プランの実効性を高めるためには、取組の状況を定期的に検証・評価することが重要です。そのため、毎年度実施している地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において進行管理を行い、その結果については、毎年度公開することとし、情報公開の推進と説明責任を果たしていきます。

さらに、新たな施策を確実に実施するためには、学校現場や教育委員会の事務の効率化もあわせて検討し、事務改善を推進します。

なお、本プランの推進にあたっては、教育を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、時代にあった実効性のあるプランとなるよう、必要に応じて内容の見直しを図りながら、効率的・効果的な執行に努めます。



参考資料

- 1 プラン策定経過
- 2 パブリックコメント実施概要
- 3 小金井市教育プラン検討会議委員名簿
- 4 小金井市教育プラン検討会議設置要綱

1 プラン策定経過

開催日程	主な議事
第1回 令和2年7月21日(火)	○小金井市教育プラン検討会議の所掌事務について ○(仮称)第3次明日の小金井教育プランの全体像について
第2回 令和2年8月21日(金)	○プランの位置付けについて ○プランの全体像について ○計画書の構成について(第1章から第3章までの検討)
第3回 令和2年9月29日(火)	○次期プラン素案の検討
第4回 令和2年11月4日(水)	○次期プラン素案の検討
第5回 令和2年11月20日(金)	○次期プラン素案(パブリックコメント用)の検討
第6回 令和3年2月26日(金)	○第3次明日の小金井教育プラン(案)に対する意見及び検討結果について ○第3次明日の小金井教育プラン(案)について

2 パブリックコメント実施概要

小金井市市民参加条例第15条の規定による第3次明日の小金井教育プラン（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施しました。

1 施策名称

第3次明日の小金井教育プラン（案）

2 意見の募集方法等

(1) 募集期間

令和2年12月7日から令和3年1月6日まで

(2) 提出方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

3 配布・閲覧場所

市役所第二庁舎（庶務課、広報秘書課広聴係、情報公開コーナー）、図書館本館、公民館各館、栗山公園健康運動センター、東小金井駅開設記念会館、婦人会館及び保健センター

4 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	2人	0人	9人	26人	37人
団体	0人	0人	0人	0人	0人
計	2人	0人	9人	26人	37人

(2) 延べ意見数

135件

(3) 意見内容の内訳

ア 第1章 2件

イ 第2章 13件

ウ 第3章 104件

（基本方針1…43件、基本方針2…24件、基本方針3…36件、その他…1件）

エ 第4章 2件

オ その他 14件（全体…4件、その他…10件）

3 小金井市教育プラン検討会議委員名簿

氏 名	委員区分	
今城 徹 ◎	玉川大学 教師教育リサーチセンター 教職サポートルーム 客員教授	学識経験者
鈴木 哲也	公募市民	市 民
樋津 悦子	公募市民	
大友 敬三	令和2年度小金井市立小・中学校 校長会 会長 東中学校長	学 校
所 夏目	令和2年度小金井市立小・中学校 校長会 副会長 緑小学校長	
大津 雅利 ○	学校教育部長	教育委員会

◎は会長、○は会長職務代理者

4 小金井市教育プラン検討会議設置要綱

○小金井市教育プラン検討会議設置要綱

平成21年6月10日制定

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく小金井市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育プラン」という。）を策定するため、小金井市教育プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 教育プランの素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 学校教育部長
- (3) 市立小・中学校長 2人以内
- (4) 公募市民 2人以内

2 検討会議に会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 検討会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係部課等の職員に対し、会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第5条 第3条第1項第1号及び第4号に掲げる者が検討会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、学校教育部庶務課及び指導室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

付 則

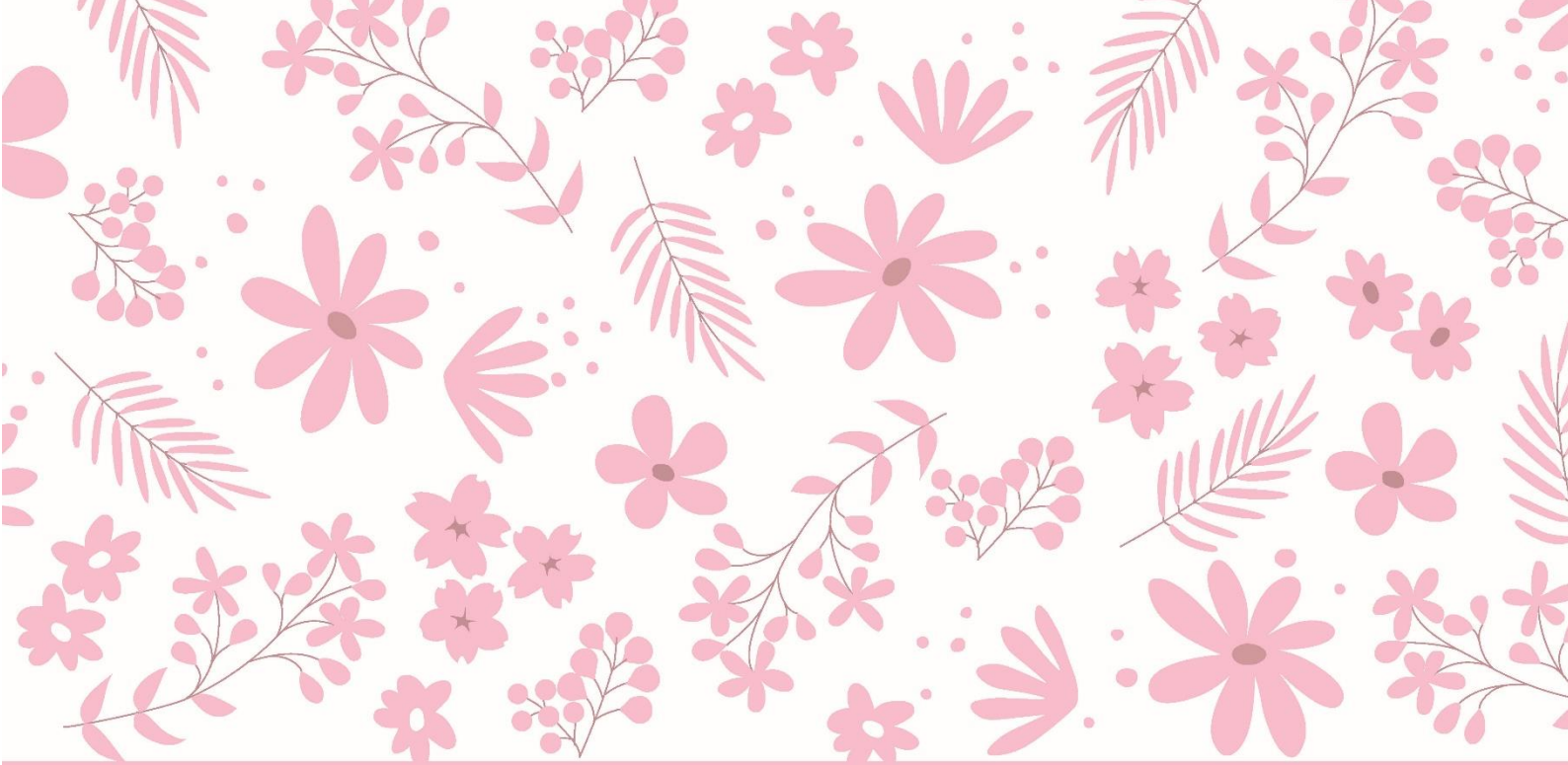
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第3次 明日の小金井教育プラン

発行：編集 小金井市教育委員会学校教育部庶務課・指導室

〒184-8504 東京都小金井市前原町三丁目 41 番 15 号 第二庁舎7階

電話 042-387-9872 (ダイヤルイン)



第3次 明日の小金井教育プラン

小金井市教育委員会